

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 調達番号 | 言文001 |
| (2) 調達件名及び数量 | アカデミック・イングリッシュ・サポート・デスク実施業務 一式 |
| (3) 業務期間 | 令和2年5月15日から令和3年1月29日まで |
| (4) 業務場所 | 国立大学法人大阪大学
吹田キャンパス、豊中キャンパス、箕面キャンパス |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績があり、大学において英語プレゼンテーションの個別指導を含むアカデミックスキル研修を過去3年間に於いて100時間以上行った実績がある者であること。
- (3) その他経理責任者等が認めた者。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の配布場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒562-8558 大阪府箕面市粟生間谷東8-1-1
国立大学法人大阪大学 言語文化研究科・外国語学部 箕面事務室契約係
電話 072-730-5031
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和2年5月8日16時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

第2号様式

見 積 書

調達番号：言文001

調達件名：アカデミック・イングリッシュ・サポート・デスク実施業務 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名

[印]

電話番号

1. 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
2. 見積書の日付は、提出日を記載してください。
3. 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。
時間単価以外に料金がかかる場合は、見積書にその料金を追記してください。

請負契約書(案)

請負の表示 アカデミック・イングリッシュ・サポート・デスク実施業務 一式
請負代金額 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税込)
(うち消費税額及び地方消費税額 〇, 〇〇〇円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。なお、契約期間の中途において消費税率の改定が行われた場合には、消費税額については改定後の税率により計算するものとする。

発注者 国立大学法人大阪大学言語文化研究科長 岡田 新 と 受注者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、吹田市山田丘2-2 国立大学法人大阪大学医学系研究科内、吹田市山田丘2-1 大阪大学理工学図書館内、豊中市待兼山1-1 大阪大学理学研究科内および箕面市栗生間谷8-1-1 大阪大学言語文化研究科内において行うものとする。
- 第5条 契約期間は、令和2年5月15日から令和3年1月29日までとする。
- 第6条 受注者は発注者に対し、毎月の業務完了後、速やかに業務完了報告書及びAcademic English Support Desk Daily Reportを国立大学法人大阪大学言語文化研究科・外国語学部箕面事務室契約係に提出するものとする。
- 第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 契約保証金は免除する。
- 第9条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学言語文化研究科・外国語学部箕面事務室契約係に送付すべきものとする。
- 第10条 発注者及び受注者は、相手方が本契約に違反し、且つ当該契約違反の是正を書面により催促したにも関わらず、催促後30日以内に相手方が是正しないときは、本契約の解除及びそれにより生じた損害の賠償を請求することができるものとする。
- 第11条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第12条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

発注者

大阪府箕面市粟生間谷東8-1-1

国立大学法人大阪大学

言語文化研究科長 岡田 新

受注者